

安全の手引き

令和7（2025）年版



在マレーシア日本国大使館領事部

-
1. [はじめに](#)
 2. [犯罪発生状況・防犯対策](#)
 - [防犯の基本的な心構え](#)
 - [犯罪発生状況](#)
 - [最近の邦人被害事例と教訓](#)
 - [防犯のための具体的留意事項](#)
 - [誘拐・テロ対策](#)
 3. [査証・入出国審査](#)
 4. [滞在時の留意事項](#)
 - [一般的留意事項](#)
 - [パスポート関連](#)
 5. [各種取締法規に関する留意事項](#)
 6. [交通事情](#)
 7. [風俗・習慣](#)
 8. [衛生状態](#)
 9. [医療事情](#)
 10. [当地での主な病気](#)
 11. [緊急時連絡先](#)
- [安全・防犯対策チェック・リスト\(付属\)](#)

1. はじめに

皆さんは、マレーシアでの毎日の生活や仕事をしていく上で、安全についてどのようにお考えですか。そして、具体的にどのような安全対策をとっていますか。

海外では、日系企業の在外拠点や邦人を対象としたテロ、誘拐、襲撃等の事件が過去に発生しています。

マレーシアは、比較的治安の良い国と言われていますが、日本と比較すれば、決して安心できる治安情勢とは言えません。

ここマレーシアでは、近年、凶悪犯罪件数は減少傾向にありましたが、コロナ禍収束以降、人流が活発となったことを背景に2023年から増加に転じています。特にセランゴール州、クアラルンプール（KL）、ジョホールバル等の主要都市において、殺人や強盗等の凶悪事件のほか、侵入窃盗事件（空き巣・忍び込み事件）、詐欺、スリ、ひったくり等が目立って発生しており、残念ながら少なからぬ邦人が各種犯罪の被害に遭っているのが現状です。

このため、海外に滞在・生活している（日本とは違う）ことを常に意識しつつ、住居における防犯対策はもとより、外出する際は、できる限り単独行動は避けるなど安全のための注意を常に払うことが大切です。

国が違えば生活習慣も異なるように、そこで発生する犯罪の態様も異なります。日本と同じように行動したり、あるいは日本を離れたという解放感のままに行動したりすると、思わぬ落とし穴に落ちてしまうかもしれません。この「マレーシア生活安全情報」では、

1. 犯罪発生状況・防犯対策
2. 査証・入出国審査に関する情報
3. 滞在時における留意事項
4. 各種取締法規に関する留意事項
5. 交通事情と交通事故対策
6. 風俗・習慣に関する留意事項
7. 衛生・医療状況に関する情報
8. 緊急連絡先

などを紹介します。

この手引きが皆さんの安全で楽しいマレーシア生活の一助となれば幸いです。

2. 犯罪発生状況・防犯対策

2.1. 防犯の基本的な心構え

犯罪に遭わないための100%確実な方法というものはありません。

犯人は、もちろん犯罪を成功させるための工夫をするでしょうし、油断や偶然が重なることも無いとは言い切れません。しかし、日頃から防犯意識を高め何らかの対策を講ずることにより、被害者となる確率は必ず低くなります。

そのためには、

- 自分と自分の家族の安全は自分たちで守るとの心構えを持つ。
- 常に警戒心を忘れない。
- 「予防」こそが最高の危機管理であり、そのために必要な手間や経費は惜しまない。
- 現地に早く溶け込む。
- 甘い言葉や奇妙な言動を示すような見知らぬ人に対しては決して曖昧な態度や隙を見せないで、毅然とした態度を示す。

などが大切です。

新聞を見ると毎日のように凶悪犯罪の事件が載っています。

ただ単に読むのではなく、「どんな時に、どんな場所で、どういう事件が起こったのか」ということを頭の中に入れて、そのような状況下（時間・場所・被害者の行動等）に自らを置くことの無いよう日頃から配意することで、犯人の標的となる機会を与えないことが重要です。

なお、犯罪被害に遭ってしまった時は、最寄りの警察署に届け、警察レポートを必ず作成して貰って下さい。警察レポートは場合により保険等の手続きに必要となります。また、日本大使館においても必要に応じ警察への申し入れを行い再発防止に向けた協力を求めたり、各地日本人会等とも協力して安全対策情報を出し、注意を喚起していますので、被害に遭った際には、必ず日本大使館等、最寄りの在外公館にも連絡して下さい。

2.2. 犯罪発生状況

日本とマレーシアの犯罪発生率の比較

日本とマレーシアの犯罪発生率の比較

2023年、マレーシアでは、52,444件の主要な犯罪（知能犯罪、薬物犯罪等を除く殺人、強盗、強姦性交等、傷害、窃盗）を認知（警察が届け出を受理）しました。

日本とマレーシアの犯罪統計（2023年）に基づき、また、殺人と強盗を例にとって、その件数を「人口10万人当たりの発生率」（以下「発生率」という。）に換算して、説明すると次の通りです。

- **殺人**

マレーシアでは年間258件の殺人事件を認知。一方、日本では、912件の殺人事件を認知。人口当たり発生率で比較するとマレーシアと日本はほぼ同じであり、マレーシアはここ数年減少傾向にあります。

- **強盗**

マレーシアでは年間4,558件の強盗事件を認知。一方、日本では1,361件の強盗事件を認知。発生率で比較するとマレーシアは日本の約12倍と非常に高い発生率となっています。

2.3 最近の邦人被害事例と教訓

被害事例

- 詐欺事案（オンライン詐欺、投資詐欺ほか）

マレーシアでは、メールやウェブサイトを通じた「オンライン詐欺」の被害に遭う邦人が増えています。

最近では、「高リターンが得られる」との誘い文句による「投資詐欺」が最も多く、次いでオンラインショッピングなどで商品を注文するも商品が届かない、又は偽物が送りつけられたとの被害や、政府職員や銀行員等を装った「電話詐欺」の被害も確認されています。当館には、在留邦人の方を始めとして詐欺被害の相談が多く寄せられています。

電子メールやソーシャルネットワークサービスなど、直接相手方を確

認することなく連絡を取り合う関係では、常に「相手の素性は不確かである」というリスクの下に交流をしていることを念頭に置き、むやみに住所や電話番号などの個人情報開示をしないなど、そもそも詐欺のターゲットにならないための自己防衛策を図ることが大切です。

マレーシア警察では、詐欺に関与している可能性のある「電話番号」や「銀行口座」を国民自らが調べることができるウェブサイトを開発しています。当該サイトは、2020年の開設以降、犯罪に関与している不正口座約19万件、電話番号約16万件が登録されており、警察では同ホームページを積極的に利用し、詐欺被害防止に向けて役立て欲しいとして周知に努めています。(<https://semakmule.rmp.gov.my/>)

○投資詐欺

投資詐欺とは、投資すれば利益が得られるものと誤信させた上、架空の投資を継続させながら、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取る手口です。

例えば、「仮想通貨プロジェクト等に参加すれば高リターンが得られる」、「外国の投資口座を開設すれば最高数%の利益が得られる」との甘い誘い文句や、マッチングアプリを通じて面識を得た後、投資サイトへの加入を強く進めるなどの手口も確認されています。

○政府機関・警察官・銀行員等をかたる詐欺

当地では、「電話」やSMSメールのほか、当地でよく使用されているアプリ「ワッツアップ」を通じて、「賞金が当選した」、「政府の支援が受けられる」、「遺産を相続したい」、「あなたの口座に問題がある。問題解決には支払いが必要」などの内容で現金を振り込ませようとする手口があります。「なぜ、こんな話が私に？」と落ち着いて考えましょう。特に心当たりがない場合は、無視しましょう。

○インターネット・オークション詐欺

日本国内でネットショップやインターネット・オークションサイトに出品している邦人から、「品物を送付したが代金を支払ってもらえない」、「代金を支払ったのに商品が届かない」などの相談があります。

商品を欺し取られるケースでは、スマートフォンやデジタルカメラなどの電子機器、貴金属類など容易に換金できるものが狙われています。多くの手口では、犯人側は、高額な金額を提示して被害者との直接取引を持ち

掛ける、あるいは海外の銀行を偽装した送金受付の文書や電子メールで被害者へ送金したと誤信させ、品物を送らせようとしています。

海外との取引に際し、殊更にオークションサイトを通さない直接取引を要求される、銀行口座への入金確認前にもかかわらず、あれこれ理由をつけて「すぐに送ってほしい」などの依頼を受けた場合は、直ちに取引を中止するとともに、「これ以上取引を継続する意思はない、必要あれば警察に相談する」などと相手に伝え、これ以上の連絡を断念させる必要があります。

○ 振り込め詐欺等

知らない番号から携帯電話などに連絡があり、「あなた名義で不正にクレジットカードが作られている」、「銀行口座から不正な取引をされた形跡がある」などと言われ、言葉巧みに口座番号や暗証番号、セキュリティコードなどを聞き出され、無断で送金されてしまう被害も散見されています。安易に信用せず、折り返し銀行等に問い合わせるかカード会社に連絡するなど冷静な対応をお願いします（銀行などが電話で暗証番号やオンラインバンキングのログインパスワードを聞き出すことはありません）。

○ 国際送金詐欺（ロマンス詐欺）

日本在住の邦人が被害に遭うことが殆どの特異な事案ですが、近年多発しており注意が必要です。同被害は、インターネットを通じて知り合った人物から様々な名目でマレーシアへの国際送金を依頼され、多額の現金を騙し取られる事案です。

代表的な例は、フェイスブック等のSNSを通じて親しくなった異性（西洋人を装った架空の人物）等から、税関での罰金・保釈金や治療費名目等で送金を懇願され、第三者名義の当地銀行口座宛てに海外送金したり、ウェスタンユニオン等の国際送金サービスを通じて日本からマレーシア宛に送金し騙し取られてしまうものです。

犯行は組織的に行われ、交際相手の他、税関職員や宅配業者等、巧妙に役割分担を行って送金を促し、一度でも送金するとさらに高額な送金を要求してきます。

なお、最近の邦人被害では、配送人（共犯者）と日本で実際に会い、偽の荷物を受け取った際に手数料を支払ったという例もあり、さらなる注意が必要です。

■ 飛行機内における盗難被害

最近、旅客機内に持ち込んだ手荷物内の貴重品が盗まれるといった被害が

確認されています。

国内線・国際線を問わず、機内に現金等の貴重品を持ち込む際には、極力、座席上の収納棚に入れた手荷物内に入れることなく、可能な限り身体に近いところで保持するようにして下さい。機内のお手洗いを使用する際も、できるだけ現金、クレジットカード、旅券等の貴重品は身に付けておくことをお勧めします。

■置引き

クアラルンプール市内中心部や観光地において、多く発生しています。喫茶店などで歓談中、空いている座席や椅子の下に置いてあったバッグがいつの間にか無くなっていたといったケースや、レストラン等で席を外したわずかの間に座席に置いたバッグを盗まれるといったケースが散見され、見知らぬ人物から声を掛けられ、そちらに気をとられている間に、傍らのバッグなどを盗まれるケースもあります。

最近では、クアラルンプールの屋台街「ジャランアロー」にあるレストランにて食事中、バッグを椅子の脇に置いていたところ目を離した隙に盗まれるという事案も発生しています。

■ひったくり

歩行中、走り寄ってきたオートバイに乗った人物等に持物をひったくられるケースが、KL市内等マレーシア国内の都市部随所で多発しています。転倒し、または引きずられて思わぬ大怪我を負うこともあります。

一度狙われてしまうと逃がれることが難しい犯罪の一つかと思われませんが、常に、ターゲットになっていないかどうかを自問しながら、目と耳を使って周囲の状況に目をやりながら移動することが肝要です。歩行する際には、バッグなどを車道側に持たないようにすることや、車道からなるべく離れた歩道上を歩くことも予防策のひとつで、特に、二人乗りのオートバイには要注意です。

最近の事例は、以下のとおりです。

- ・歩道を歩いていた際、車道側に掲げていたショルダーバックをひったくられる。
- ・携帯電話を見ながら信号待ちをしていた際、走行してきたバイクに携帯電話をひったくられる。
- ・クアラルンプール市内にある繁華街ブキビンタンを歩いていたところ、後ろから来た二人乗りのバイクに旅券等在中のバッグをひったくられる。

■スリ（集団スリ）

ショッピングモール等、人の集まる場所にあるエスカレーターの降り口付近やエレベーターの中などで、複数の男等に取り囲まれ、所持していたバッグなどから金品を奪われる（スリとられる）ケースが発生しています。

また、集団スリの手口としては、混み合う路線バス車内等において、何者かがわざと小銭を落とし、周囲の数名がこれを拾う振りをしながら、乗客のバッグを開けて金品を奪う、といったものもあります。これは当地警察当局では「コイン・ドロップ盗」と呼ばれています。

中には若い女性をターゲットに、足下に小銭をまいては猥褻な行為を働く集団もある模様で、十分な注意が必要です。

対策としては、混み合う場ではリュックやショルダーバッグは体の前に抱えて持つことが効果的です。

最近の事例は、以下のとおりです。

- ・ エスカレーターに乗車中、背負っていたリュックサックやボディバッグの中から財布等を盗まれる。
- ・ 電車やバスで数人組のグループに取り囲まれ、バッグから財布を抜き取られる。
- ・ 信号待ちをしている際に背後から近づき、バッグから財布等を盗む。
- ・ 盗んだ財布からキャッシュカードやクレジットカードだけを抜き取り、財布を元のバッグ等に戻す（発覚を遅らせるためとみられる）。
- ・ クアラルンプール近郊にある「バトゥ洞窟」を観光中、階段を歩いていたところリュックサックやボディバッグから財布を抜き取られる。

■路上強盗

繁華街付近の路地裏等を歩行中、突然現れた人物に、刃物のようなものを突きつけられる等して、所持していたバッグやカメラ等を奪われるといった事案が発生しています。特に人気のない裏通りや夜間、早朝の一人歩きはできる限り避けましょう。

また、銀行やATMでの引き出し等、第三者から見て多額の現金等を所持していると思われるような行動をとる場合には、特に十分な注意と配慮が必要です。

■自動車強盗（交通事故を偽装）

道路を走行中、後続の車両から軽く追突され、事故処理のため路肩に停車したところ、相手車両から降りてきた複数の男から刃物を突きつけられるなどして脅迫され、車両を強奪される事案が発生しています。

走行中に追突されるなど、不自然な形での事故や相手車両に男ばかり複

数乗車している場合等は、すぐに車両から降車せず、相手の動静を確認しつつ、車両ナンバーや人相等をメモし、少しでも不審点があれば、ガソリンスタンド等へ移動したり、警察等が到着してから降車する等、十分な注意が必要です。また降車する場合は、盗難防止のため鍵を抜き、ドアロックをしておきましょう。

■給油中の強盗

夜間や早朝のガソリンスタンド内で給油しようとして、数名の者に刃物を突きつけられるなどして脅かされ、車や財布を奪われるという事件が発生しています。

犯人は、ガソリンスタンド内外にバイクや車をとめて待機し犯行に及びます。他の給油客やガソリンスタンドの従業員がいても発生しますので、夜間や早朝の給油は避けつつ、昼間であっても給油前に付近に不審な者やバイク、車がないかよく確認したうえで給油を行うことが肝要です。

■車を運転中の窃盗・強盗

信号待ちや渋滞で停車している間にバイク（二人乗り）に乗った犯人から窓ガラス（助手席側が多い）を割られ、座席の上に置いたバックを奪われる事件が発生しています。助手席等の目立つところには物を置かず、バイクの動きに注意して下さい。車の窓ガラスに飛散防止用フィルムを貼ると盗難や怪我の防止につながります。

■自動車の部品盗

マレーシアにおいては、自動車の盗難や車内に置いてある金品の盗難も発生していますが、自動車の部品盗もあります。

自動車は、日本に比べて大変高価なものであり、バンパーやカー・ステレオ、あるいはエンブレムなどの部品も、かなりの金額で売りさばけるようです。

こうした被害に遭わないためには、車を駐車する場合は出入りチェックなどのしっかりした駐車場を利用し、施錠を確実にしておくと共に、車内には貴重品に限らず、ものを一切置いたままにしないようすることが大切です。

■企業事務所等への窃盗・強盗

数名の窃盗・強盗団が、企業の事務所や倉庫に侵入し、保管中の製品等を奪ったりする事件が発生しています。

特に、建物・事務所の警備をはじめ、防犯設備等について見直しを行うとともに、社員（現地人従業員を含む）の防犯に対する意識向上を図るなど、具体的な安全対策措置を講ずることが必要です。

■偽装警察官によるスリ被害

「警察だが、違法薬物を所持している疑いがあるので、持ち物を検査させて欲しい。」などと声をかけてくる2、3人組の男等に、財布やバッグ等所持品をとられる事件です。手荷物検査を装い、巧妙に財布の中味を奪うケースもあります。

なお、警察官と称する人物は私服である場合がほとんどですが、事件の中には、制服を着用して犯行に及ぶ手の込んだ例もあると言われております。少しでも不審な場合は、所持品を渡す前に警察官の身分証明証や所属、部署などを確認することが肝要です。

■ホテルやゴルフ場ロッカーにおける窃盗被害

ホテルに宿泊中、合鍵等を使って室内に侵入し金品を盗むという事件が発生しています。

一流ホテルといえども安心はできません。外出の際は「貴重品は室内に残さない」ことが第一です。セーフティ・ボックスを活用することも一案ですが、セーフティ・ボックスに入れて置いた貴重品を、ボックスごと盗まれてしまうという事例もあります。

また、ゴルフ場のロッカーに貴重品を入れていたところ、盗まれるという事案も多くあります。

貴重品は、室内やロッカーに置かず、常に所持しておくことを心がけてください。

■クレジットカード偽造犯罪

この犯罪は、クレジットカードで支払いの際に、仕掛けがされたカード読みとり用端末等に店員が客のカードを通すことにより、カードの磁気情報が不正に抜き取られ、別の偽造カードにその磁気情報が移し替えられて不正に使用されるもので、国際的な犯罪組織が関与しているとも言われています。カードの盗難や紛失であればすぐに対応措置をとることが出来ませんが、スキミングはカード会社からの請求があるまで気がつかないことが一般的です。

このカード偽造による被害を避けるためには、カードを常に手元に保管して信用のおける店でのみ使用し、カードを使用する際は、必ず目の前でその取扱いを確認することが重要です。また、カード会社からの請求は、

速やかに確認し、不審な点があれば、カード会社に直ぐ連絡する必要があります。

■タクシー乗車時のトラブル・運転手による強盗

マレーシアのタクシーは、最近、GRAB といった「配車アプリ」を利用して、事前に運転手と支払い料金を確認した上で乗車する者が多数となっており、ホテルや駅などでタクシーを拾う場合でも、流しを使わず、「配車アプリ」で探す方が主流となっています。流しのタクシーでは、料金メーターを使わない等、料金トラブル等も度々発生しています。中には人気のない場所へ移動し、乗客から所持品を強奪したり、女性客を乱暴したり、乗客をそのまま監禁・誘拐し、身代金を要求する事案まで発生しています。

流しのタクシーは避けることをお勧めします。

■具体的な被害事例

- ▼ 団体旅行添乗員A氏は、ホテルのロビーで電話を掛けている間に客のパスポートなどを入れていたバッグを盗まれた。
- ▼ 旅行者B氏は、ゴルフプレー中、ゴルフバッグに入れていた貴重品入れを盗まれた。
- ▼ 旅行者C夫人は、夫と散歩中、後方から近づいてきたオートバイに乗った2人連れにハンドバッグをひったくられ、転倒して大怪我をした。
- ▼ 旅行者D氏は、空港の雑踏内でちょっと目を離した隙に、スーツケースの上に置いていた貴重品入れを盗まれた。
- ▼ 在留邦人E氏は、ナイト・マーケットに買い物に行き、自動車を路上駐車していたところ、窓がこじ開けられ、車内に置いていた現金、小切手を盗まれた。
- ▼ 在留邦人F氏は、自宅で就寝中、鍵を閉め忘れたトイレの窓から賊に侵入され、居間に置いていたバッグから現金を盗まれた。
- ▼ 在留邦人G氏は、自宅に在宅中、電気メーターの検針員を装った男にいきなり刃物を突きつけられ、現金を強奪された。
- ▼ 在留邦人H氏は、早朝、出勤のため、自宅を出たところで、待ち伏せしていたと思われる男に突然襲いかかれて、もみ合いとなった。犯人がナイフを隠しもっていたため、手のひらに切り傷を負って転倒した上、足にも擦過傷を負った。

- ▼ 在留邦人 I 氏は、自家用車で帰宅した際に、自宅駐車場で、後を追って来たと思われる数名の賊に突然乱入され、貴重品の入っているカバンを強奪された。
- ▼ 在留邦人 J 氏は、単身でテラス・ハウスに住んでいたが、会社へ出勤中に何者かに自宅へ侵入されて、貴重品を盗まれた。
- ▼ 在留邦人 K 氏は、自家用車で自宅（一戸建て）に戻り、駐車のために門扉を開けていたところ、自家用車を強奪された。
- ▼ 在留邦人 L 氏は、銀行で現金を引き下ろした後、自宅コンドミニアムの駐車場にて後を付けてきた男に襲われた。

教訓

これらの事件から 得られる教訓、すなわち

- 常に注意を怠らない。
- 貴重品は出来る限り持ち歩かず、持ち歩く際は肌身離さず、かつ分散して所持する。
- 車内に物を放置しない（トランク内含む。）。
- 流しのタクシーには乗らない。
- 安全なマンションと思われても、その管理人や警備員の検問・監視能力、信頼度、出入口の警備状況など、犯罪抑止能力に問題があれば、その安全度は低くなる。
- 危険（場所・人・時間帯等）に近づかない。
- 万一、犯人と鉢合わせしてしまった場合には、無理な抵抗はせず、相手を刺激しない。

ということなどを念頭に置いて行動する必要があります。

2.4. 防犯のための具体的留意事項

住居（選択及び防犯対策）

マレーシアに居住することになった方は、セキュリティー上の理由もありコンドミニウム・タイプの住居を選択される方が多いようです。しかし、「コンドミニウムだから安全」とは言い切れません。「一戸建てより安全対策がとりやすい」というだけに過ぎません。

具体的にどの様な対策をどの程度講じるかについては、それぞれの地域の治安状況や家族構成によっても違ってきますが、まずは住居周辺の地域性を把握する必要があります。

例えば、「住宅地域、商業地域等の別」、「昼、夜間の人通り」、「周辺住民の層」、「周囲の住居でとっている安全対策」などを考慮する必要があります。

次に、どのようなタイプの住宅に住む際にも、

- 敷地内、住居エリア内への侵入防止
- 建物内、部屋内への侵入防止
- 侵入された場合の安全確保

について確認をしておく必要があります。

また、賃貸契約の際、仲介業者（不動産エージェント）などとトラブルになるケースも散見されます。

退去する際に法外な修理費を要求されたり、不動産エージェントを語る者から高額な仲介費用等を要求されたりすることもあります。トラブルになった場合、早めに弁護士等に相談してください。

■敷地内、住居エリア内への侵入防止

コンドミニアム・タイプを選定される場合は、入居前に次のような点を確認しておく必要があります。

- ▼ 周囲のフェンスは十分な高さがあるか
- ▼ 敷地内の夜間照明は十分あるか。
- ▼ ガードマンの配置状況と警備対策はどうか（配置人員、来訪者への対応等）。

また、一戸建て住宅に関する対策としては、

- ▼ フェンスの外側は見通しの良いようにしておく。
- ▼ フェンスは乗り越え難い高さで構造を持ったものにする。
- ▼ 昼夜を問わず門扉は開けたままにしておかない。
- ▼ 門扉に施錠設備を設ける。

などが挙げられます。

■建物内、部屋内への侵入防止

住居タイプにかかわらず、ドアには複数の施錠設備を設けておく必要があります。

以下の対策は、主に一戸建て住宅に関するものですが、コンドミニウム・タイプの住居にあっても3階以下の部屋や非常階段に接しているような部屋などの場合は、これに準じた対策を講じる必要があります。

- ▼ 1階の出入口や窓には頑丈な鉄製グリルを設置する。
- ▼ 2階以上であっても、ベランダなど侵入される可能性がある場所には鉄製グリルを取り付ける。
- ▼ グリルは簡単に取り外せないよう技術があり信頼のおける業者に施工を依頼する。
- ▼ 出入口外側には照明器具を設け、夜間は点灯しておく。
- ▼ 来訪者を室内から確認するため、インターホンや防犯カメラを設置する。
- ▼ 警備会社に侵入通報装置の設置を依頼する。
※当地でも当該システムを提供する警備会社があります。

■侵入された場合の安全確保

侵入者は凶器を持っていると想定し、身体の安全を第一に行動しなければなりません。

対策としては、

- ▼ 万一の場合に、避難する部屋（主寝室等）を用意しておく。
- ▼ 避難室のドアや鍵を丈夫な物に交換する。
- ▼ 避難室に、電話や警備会社への通報装置を設置する。
- ▼ 屋外への脱出口や脱出用具を用意する。
などが挙げられます。

屋外

屋外での被害のほとんどは、「夜、人通りの無い所で・・・」、「ちょっと目を離した隙に・・・」といった状況下で発生しています。こうした被害に遭わないために、次の点に注意して下さい。

■危険地帯に立ち入らない

当たり前のことですが、それと気付かずに踏み込んでしまっていたということがあるかもしれません。

目安としては、「繁華街の外れ」や「繁華街と住宅地域の境界付近」には注意を要します。また、「夜間のハイウェイ」は人通りの少ない所の一つに挙げられるでしょう。

■犯人に狙われないための工夫

どのような地域にもそれぞれの雰囲気があり、往来する人々やその所持品や服装にも特徴があります。犯人に目を付けられないためには、極力、周囲に溶け込むような服装をする必要があります、余りに華美な服装や装身具は避けた方が良いでしょう。

■犯行を行い難くする工夫

犯人に目を付けられただけでは、まだ被害者候補の段階であり、犯人は犯行の機会を窺っています。犯人にスキを与えないためには、

- ▼ ハンドバッグは車道側に持たない、肩に掛けない。
- ▼ 人込みを歩くときは、ハンドバッグを腕で抱えておく。
- ▼ 荷物から目を離さない。
- ▼ ズボンの後ろのポケットに財布を入れない。むやみに人前で財布を取り出さない
- ▼ カメラを首や肩に下げたまま持ち歩かない。
などの注意が必要です。
- ▼ 携帯電話を見ながら歩かない。また携帯電話を見ながら交差点などで立ち止まらない。無防備な状態となり、携帯電話をひったくられたりするケースも。

■被害を最小限に食い止める工夫

多額の現金は持ち歩かない。万が一、金銭目的の犯罪被害に遭った場合は無理な抵抗はせず、「身の安全」を第一に考えて行動することが大切です。

生活上の留意点（近隣者、訪問者、使用人、家族、電話、郵便物、鍵、長期旅行等）

マレーシアでの生活上の安全・防犯対策についての留意点を挙げると、次の事項が考えられます。

- ▼ 犯人は、侵入前に下見をすることが多いので、平素から住居周辺に気を配り、不審な者がうろついていた場合などは警察に通報する。
- ▼ 平素から、訪問者を確認してから鍵を開ける癖をつけておく。
- ▼ メイド、庭師、時にはガードマンが泥棒の手引きをしたという例もあるので、十分信頼できる者を雇う。雇用当初は、特に警戒心を持って接し、一定期間無事に経過しても過信せず、警戒心を維持する。
- ▼ 家族の行動、居場所等を常に把握しておき、変更が生じた場合には必ず連絡を取り合う。

- ▼ 普段から不審な電話に注意し合い、電話機近くには緊急連絡先リスト、メモ等を常備する。
- ▼ 自宅に多額の現金を置かない。また、旅券などの貴重品は金庫や厳重に鍵の掛かる所に保管する。
- ▼ 夜間外出する場合は、室内の照明を点灯しておくなど、不在に気付かれない工夫をする。
- ▼ 長期間家を留守にする場合は、予め郵便物や新聞等の処理を近隣者や知人に依頼しておき、新聞受けから新聞等がはみ出して、不在が明らかにならないような工夫をしておく。
- ▼ 泥棒の侵入に気付いたときは、速やかに警察に通報（警備会社への通報装置を利用するなど）し、侵入者との接触を可能な限り避ける（騒ぎ立てることにより、犯人が居直り強盗（殺人）に移行する例も多い）。

2.5. 誘拐・テロ対策

【概況】

これまで、日本人を始めとする外国人やマレーシア人の富裕層が多く居住しているクアラルンプール市街地にて、外国国籍を有する少年が身代金目的で誘拐される事件が発生しております。

また、サバ州東側の島嶼部及び周辺海域においては、これまでにフィリピン南部を拠点とするイスラム過激派組織「アブ・サヤフ・グループ（ASG）」等による外国人誘拐事件や、海岸にあるレストランや島嶼部のリゾートに対する襲撃事件が発生してきました。マレーシア当局は、治安状況の改善がみられ、身代金目的の誘拐事件は2020年1月以降発生していないとする一方で、サバ州東岸の島嶼部及び周辺海域には現在も活動制限を付しています。

テロ事件については、2016年6月にクアラルンプール市郊外プチョン地区のショッピングモール内の飲食店において手榴弾投てき事案が発生し、8人が負傷しました。マレーシア国家警察は、本件事件を「イラク・レバントのイスラム国（ISIL）」関係者がマレーシア国内で敢行した初のテロ事件と発表し、実行犯を含む関係者全員を逮捕しました。

マレーシア政府は現在もテロ取締活動を継続して実施中です。

マレーシアでは、日本人・日本権益を直接標的としたテロや誘拐の脅威は現時点で確認されていませんが、上述の情勢を十分に認識し、テロ・誘拐に巻き

込まれることがないよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心掛けてください。

近年のマレーシア人及び外国人が被害に遭った誘拐事件の発生状況は、以下のとおりです。

- (a) 2018年9月、サバ州東部センポルナ沖におけるインドネシア人船員2人の誘拐(同12月1人解放)
- (b) 2018年12月、サバ州東部ラハ・ダトゥ近海におけるマレーシア人船員1人、インドネシア人船員2人の誘拐(マレーシア人1人は2019年4月に救出されたものの死亡、インドネシア人2人は2019年4月に脱出を試み1人は救出、1人死亡)
- (c) 2019年6月、サバ州ラハ・ダトゥ近海におけるフィリピン人漁師10人の誘拐(同月9人解放)
- (d) 2019年9月、サバ州ラハ・ダトゥ近海におけるインドネシア人漁師3人の誘拐(同12月2人、2020年1月1人救出)
- (e) 2020年1月、サバ州ラハ・ダトゥ近海におけるインドネシア人漁師5人の誘拐(同9月1人が遺体で発見、2021年3月4人救出)

マレーシア当局は、海軍・警察・海上法令執行庁等による警戒を実施しているものの、長い海岸線や多数の島嶼全域にわたる警備にも限界があることから、同地域には依然として誘拐・テロの脅威があるとの指摘もあります。2014年7月以降、マレーシア当局はサバ州東側のサンダカン、キナバタンカン、ラハ・ダトゥ、センポルナ、タワウ各地域の沿岸から3海里の地点からフィリピン国境までの海域に対して夜間航行禁止令を発出していました。同禁止令は、2023年10月17日に失効し、新たにサバ州東セキュリティゾーン活動制限令が施行されており、引き続き行動制限の対象とされています。なお、タワウは対象外となりました。

この海域に近接するフィリピン領域内での誘拐事件、ASGの活動等については、フィリピンの危険情報もご参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-0

【直近10年のテロ情勢】

2016年6月28日にクアラルンプール市郊外プチョン地区のショッピングモール内飲食店に対する手榴弾投てき事案については、関係者全員が逮捕されたほか、2017年4月には、シリアで警察への攻撃を予告する「警告映像」をインターネット上に公開するなど、宣伝と勧誘活動を主導してき

たマレーシア人 I S I L 戦闘員の死亡が確認されるなどの動きもありますが、マレーシアにおける I S I L 等のテロの危険は予断できない状況にあります。

これまでに、マレーシアにおいて日本人・日本権益を直接標的としたテロ事件は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア及びバングラデシュにおいて日本人が殺害されたテロ事件や、英国、フランス、ドイツ、ベルギー、トルコ、インドネシア、フィリピン等、日本人の渡航者が多い国でもテロ事件が多数発生しています。このように、世界の様々な地域でイスラム過激派組織によるテロがみられるほか、これらの主張に影響を受けた者による一匹狼（ローンオフェンダー）型等のテロが発生しており、日本人・日本権益が標的となり、テロを含む様々な事件の被害に遭うおそれもあります。このような情勢を十分に認識して、誘拐、脅迫、テロ等に遭わないよう、また、巻き込まれることがないように、海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

誘拐・テロ対策の基本

誘拐及び殺害を目的とするテロの多くは車での移動中に起きています。このため自動車乗車時を中心に、自宅周辺、通勤経路及び勤務場所周辺の警戒及び注意が誘拐・テロ対策の基本となります。

自宅周辺及び勤務場所周辺の警戒

- 犯人（グループ）が誘拐あるいはテロを計画し、これを実行に移すまでには相当な準備期間（2～3か月）を要すると言われています。近年、世界各国も誘拐犯に対しては厳しい措置及び刑罰をもって臨んでいるため、犯人も自分自身の安全に細心の注意を払い、徹底した事前準備と絶対に安全な攻撃目標が見つかるまで様々な事前調査を行います。
このため、万一攻撃目標リストの一人となり、事前調査の対象となった場合でも、調査段階で相当な警戒をしていることを犯人に悟らせることができれば、その攻撃目標リストから除外されるはずです。
- 誘拐・テロ対策は犯人との知恵比べです。犯人が事前調査をする場合、必ず何らかの兆候があるはずで、この兆候に気付くか気付かないか、どちらの備えが勝っているかで、勝負がついてしまうのです。

- 兆候は、例えば、自宅周辺でうろつく男女のカップル、サッカーをする若者、通勤ルートで突然割り込んでくる車、物売り、尾行するオートバイなどがあります。あるいは、自宅または勤務先にかかってくる不審電話や電話の途中で入る雑音（盗聴されている可能性がある）等が兆候の場合もあるかもしれません。これら普段との微妙な違いに気付く「直感」や「虫の知らせ」を大事にする必要があるのです。
- 結果的には何事もないかもしれませんが、そうした「直感」や「虫の知らせ」による兆候があった場合には、自身の警戒レベルを高め、出勤ルートや時間を変えたり、複数の同僚と共に出勤・帰宅等したり、ボディガードを雇用したり、一時的に家族全員でホテル等に移り住むなども検討し、少しでも不安な点があれば、躊躇無く行動に移す等、迅速かつ臨機応変な対応が重要です。
- 自宅周辺及び勤務先周辺の警戒を常に怠らず、少しでも日常と違う点があれば、その警戒及び監視を怠らないようにして下さい。家族及び使用人等にも何か日常と違う点があればすぐに連絡するよう徹底することが重要です。

自動車運転時の注意

- 車の選定にあたっては、頑丈かつ馬力のあるものをお勧めします。他方、金持ちの象徴と見られるような余りにも目立つもの（車種、色）は避けた方が良いでしょう。また、現地で整備可能な車を選択しましょう。
- 故障の際の修理道具、スペア・タイヤ（空気圧の点検を忘れずに）、パンクの応急修復資材（瞬間パンク修復ポンプ）、牽引ロープ、バッテリー用ケーブル、消火器等を常時積載してください。
- 窓ガラスに飛散防止フィルムを取り付けると、ガラスの強度が増し、仮に誘拐や強盗被害に遭遇した場合に、窓ガラスを割られても、割られたガラスが飛散しないので、襲撃の抑止につながります。

■車を運転する場合の注意事項

- 車は毎日点検し、異常があれば速やかに整備して良好なコンディションにしておきましょう。
- 燃料は常時十分に入れておきます。可能であれば、備蓄しておくことが望ましいでしょう。
- 駐車しておいた車に乗る時は、車の外周、下回り、室内に異常がないかその都度点検しましょう。

- 車の乗り降りの際や、駐車場（車庫）から幹線道路に出るまでの間
が、最も危険度が高く、狙われやすいと言われていしますので、不審な
車や人物が周囲にいないか注意し、少しでも異常を感じたら安全が確
認されるまで乗車・下車しないようにします。帰宅時も同様に自宅周
辺の安全を十分確認した後、車を車庫に入れましょう。
- 駐車場はできるだけ守衛のいる所を利用し、路上駐車は避けます。駐
車する場合は、短時間であっても全てのドアをロックします。また、
ものを車内に置かないようにしましょう。
- 走行中は全て内側からドアをロックし、窓は閉め、開ける場合は僅か
の隙間だけにします。また、走行中であっても車の座席等外部から見
える位置に貴重品を置いてはいけません。
- 毎日同じ時刻に同じ通勤経路を使用するのは、一般犯罪のみならずテ
ロ及びゲリラにも狙われやすいので通勤経路及び時間を変えます。移
動のパターンを僅かに変えるだけでも犯罪者の意図を挫き、また、そ
の計画を放棄させるに十分な効果があります。
- 通勤ルートは、狙われやすい危険箇所をチェックし、可能な限り危険
な所を避けましょう。
- 出先の道路事情についても、前もって調べておき、一方通行や人通り
の少ない脇道は避け、出来るだけ交通量の多い大通りを通ります。道
路はできるだけ中央寄りを走行し、ハイウェイや車線の多い道路では
中央レーンを走行するよう心掛けましょう。
- ヒッチ・ハイカーは、男女を問わず乗せてはいけません。運転する人
も、同乗する人も周辺に対する注意を怠らないようにしましょう。
- 長距離を走る場合は、単独の行動は避け、必ず複数の車で出掛けるよ
うにします。夜間はなるべく一人では運転しないようにしましょう。
- 先行車が急停車しても追突を避けられる車間距離を置き、後方につい
ては、尾行車に気を配ります。尾行された時は、躊躇せずに最寄りの
警察署に直行するなど臨機応変な回避行動をとりましょう。
また、不審車の特徴等の記録に努めると共に、尾行点検を怠らないよ
うにしましょう。
- あらゆる損害をカバーする車両保険に加入し、交通事故に巻き込まれ
ても、例えば車が破損するなどその損害が軽度であれば、仮に相手方
が悪くとも自らの保険で処理することが賢明です。重大事故の時は必
ず警察を呼び、要すれば同僚に駆けつけてもらうことが望ましいでし
ょう。

- 専属の運転手を雇う場合は、日頃から十分な安全運転教育を行うと共に、運転手自身がガードマンであるとの自覚を持たせることが大切です。運転手には常に車の側にいるよう命じ、非常時の合図等を決めておきます。運転手が運転席等に見当たらない時には車に乗り込まず、常に運転手が外側からドアを開けてから乗り込みます。また、自分自身も後部座席ばかりに座ることなく、時には助手等に座ることも必要です。
- 自分自身も（新聞を読んだりせず）、怪しい車が追尾して来ないか確認し、経路を変更させたり、スピードを加速あるいは減速させたりしつつ（これらの命令を忠実に運転手が実行できるよう日頃から訓練しておく。）、周囲を警戒しましょう。
- 地域の特性を踏まえ、交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。

万一誘拐された場合

- 万が一、誘拐されて連行された場合は、移動方向、時間、速度、距離等を記憶し、目隠しされている場合でも外界の動き（音、声、臭い）に注意します。また、犯人の特徴等の把握に努めてください。
- 抵抗はせず、犯人の指示にはできるだけ素直に従い、挑発したり刺激したりしないようにします。特に、肉体的争いは絶対にしてはいけません。可能な限り犯人と良好な関係（ある種の相互理解の雰囲気）を維持できるように心掛けます。
- 一般的には逃走のチャンスはないと思わなければなりません。注意深く計算し、逃走成功のチャンスが確実にある場合を除いては不用意な行動を控えてください。
- 犯人が身代金その他の要求を通すためには、人質自身の生存が必要であるとの認識に立ち、決してあきらめることなく、忍耐強く解放される日が来るのを待ちます。
- 多くの人々が昼夜を分かたず自分自身の救出のための努力を続けていることを信じ、必ず解放されるとの信念の下に、苦しい拘禁生活下でも冷静沈着を心掛け、情勢を有利に導くように努力します。また、身体及び精神の健康維持に努めます。

家人が誘拐された場合の家族側の対応

- 家族各人の居場所は、常に把握していなければなりません。家族各人は、その日の日程を相互に確認し合うとともに、計画変更の際に連絡

をとる習慣を付けるようにしなければなりません。また、事前に連絡なく姿が見えなくなった場合は、直ちにその理由を説明しなければなりません。

- 万一家族の一員が行方不明となり、誘拐されたことを示唆する連絡を受けた場合には、まず勤務先の責任者（又は大使館）に連絡し、その対応策を協議します。
- 万一の場合に備え、家族の身上記録（生年月日、血液型、体重、身体的特徴、特別な治療又は投薬の有無、パスポート、身分証明書、運転免許証等の番号、所有車両の車種、色、ナンバー・プレート等）を準備しておかなければなりません。

テロ（武器による攻撃）からの防護

- テロ対策は、基本的には誘拐対策と同じ注意が必要ですが、テロあるいはゲリラ・グループに狙われたら容易には防ぎきれませんので、テロ情勢が悪化した場合は、生活面や移動時の安全には細心の注意が必要です。
- テロ攻撃の具体的な脅威が高まっている場合は、車での移動は防弾車あるいは簡易防弾加工のものが望ましいですが、個人がこれを装備するには経済的な制約もありますので、装備しない場合であっても、努めて頑丈な車を使用し、車には小型無線機、防弾チョッキ等を常備して、万が一に備えることも必要です。
- 運転者に「ディフェンシブ・ドライブ・テクニック（防御運転術：追跡から逃れたり、道をブロックされた場合に包囲から脱出あるいは回避するための特殊な運転技術）」等の訓練を受けさせることも必要です。

3. 査証・入国審査

1. 査証

日本人のマレーシア入国については、滞在期間90日を越えず、かつ報酬等収入を目的とした活動に従事するためでない限り査証無しで入国できます。

ただし、宗教活動、調査研究活動、テレビ・映画撮影等については査証が必要です。また、90日を越えて滞在する場合や就労を目的とした場合も、入国前に査証を取得する必要があります。

なお、旅券の残余有効期間が6か月以上ないと入国を拒否されるので、注意する必要があります。

詳細は、駐日マレーシア大使館、マレーシア入国管理局（ポータルサイト：<https://www.imi.gov.my/index.php/utama/>）等にお問い合わせいただくほか、当館ウェブサイトをご確認ください。

2.入国前のオンライン申請

マレーシア入国管理局は、2023年12月1日から、マレーシア空港に到着する国際線旅客に対し、デジタル入国カード（マレーシア・デジタル・アライバル・カード（MDAC））の登録を義務づけています。登録は入国の3日前からオンライン（<https://imigresen-online.imi.gov.my/mdac/main>）上で、旅行者の氏名、生年月日、パスポート情報、メールアドレス、携帯電話番号、到着日出発日等の情報を入力する必要があります。

永住権保有者、長期滞在資格保持者、外交及び公用パスポート保有者、マレーシア自動クリアランス・システム（MACS）保持者などは除外されています。その他の除外対象については、マレーシア入国管理局（ポータルサイト：<https://www.imi.gov.my/index.php/en/pengumuman/malaysia-digital-arrival-card-mdac-for-foreign-visitors-2/>）をご確認ください。

デジタル入国カードを初めて登録し入国する際に、併せて指紋登録を行うと、日本国籍の方は次回以降の出入国時に自動化ゲートを利用できます。ただし、パスポートに出入国スタンプの押印を希望する場合は、有人カウンターを利用してください。

現在、マレーシア入国時におけるデジタル入国カードの偽サイトが出回っておりますので、十分に注意してください。詳細は当館ウェブサイト

（https://www.my.emb-japan.go.jp/itpr_ja/newinfo_17102024.html）をご確認ください。

3.入出国審査

入国時には、審査官から入国目的・滞在期間を尋ねられ、旅券の査証欄に滞在許可が押印されます。なお、2012年6月1日から両親指及び両人差し指の指紋確認認証を受ける必要があります。

予防接種証明書は、汚染地区を通過してこない限り提示を求められることはありません。

マレーシアは国内においては半島部、サバ州およびサラワク州がそれぞれ

入域管理を行っており、サバ州及びサラワク州への入域には旅券を提示して滞在許可を受ける必要があります。

4.所持金の申告

マレーシア政府は、マレーシア人及び外国人を含む全ての旅行者に対し、一定額以上の通貨の国外への持ち出しや国内への持ち込みについて以下のとおり制限をしています。

(1) マレーシア貨

10,000米ドル相当を超えるマレーシア貨の持ち出しは、マレーシア中央銀行（バンク・ネガラ）の許可が必要で、持ち込みについては、税関に申告する必要があります。

(2) 外貨

10,000米ドル相当を超える外貨（T/Cを含む）を所持している場合は税関に申告が必要です。

5.通関

空港で入国する場合の免税範囲は、酒類（ワイン、スピリッツ、ビール、モルトリキュール）合計で1リットル、新品の衣類3着、新品の靴1足、パーソナルケア及び衛生のための電化製品それぞれ1つ、調理済み食品は150リングを超えない額となっています。たばこはいかなる形のたばこも課税対象となります。その他規定されていない製品（タイヤとチューブ、紙巻きたばこ、たばこ製品、喫煙用パイプ（火皿含む）、電子たばこ及び喫煙のために使用される電熱機器、ニコチンを含むか否かを問わず、液体またはゲル状で電子たばこ及び喫煙のために使用される電熱機器のための調整品を除く）については、合計で1000リングを超えない額が上限となっています。また、麻薬類、ポルノ等の出版物・絵画・写真・読本・石版刷りカード及び彫刻、銃器類、短剣・ナイフ等が主な輸入禁止品です。

6.空港税

空港税は、一般的に航空券購入の際に代金の中に含まれています。

7.適正なビザ（査証）の取得

日本人がマレーシアで働くためには、長期・短期の期間にかかわらず、関係政府機関への正規の手続きを経た上、予め就労許可を得て、滞在許可ビザ（査証）を取得してから従事しなければなりません。

特に、工場や建設工事の現場にいる日本人の出張者や雇っている外国人労働者が、不法就労の容疑で当局に摘発され、国外退去処分や雇用者が処罰された事例がありましたので、くれぐれもご注意下さい。

4. 滞在時の留意事項

4.1. 一般的事項

滞在期間と滞在資格

滞在期間の延長、在留資格の変更手続きは入国管理局（Immigration Office）で行います。滞在期間を超えての滞在、在留資格外の活動はそれぞれ罰せられ、国外退去となる場合があります。早めに手続きすることが肝要です。

旅行制限

基本的には国内全域にわたり、旅行は自由です（下記「渡航情報」にあるとおり一部地域で危険情報が発出されています）。制限区域としては、軍事関係施設、宗教施設、危険地域等があり、入域禁止あるいは監督官庁の許可取り付けを必要とする箇所があります。

また、国立公園内での動植物の捕獲・採集は禁止されており、他の地域についても禁止あるいは許可取り付けを必要とするものがあります。

写真撮影の制限

博物館、寺院、モスク、軍事施設等に写真撮影禁止区域がありますので、撮影前に確認することが必要です（禁止の表示があります）。

危険情報

サバ州東海岸のうち、バンジ島及びバラムバンガン島を除く島嶼に危険情報「レベル3: 渡航は止めてください(渡航中止勧告)」が、サバ州東海岸におけるバンジ島及びバラムバンガン島並びにサンダカンからセンポルナまでの沿岸、「レベル3」発出以外の地域(タワウを含む)に危険情報「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください」が発出されています。詳細は外務省海外安全ホームページの「危険情報」を確認して下さい。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2024T119.html#ad-image-0

4.2. 旅券（パスポート）関連

旅券等身分事項証明書の常時携行について

マレーシアでは、外国人に対し旅券等身分証明書の常時携帯義務を明記した法令は見当たりませんが、警察官には、警察法第24条(1)(a)(警察官は、その行動又は物の所持につき法令上の資格や、権限を必要とする場合において、当該資格、許可及び権限を有する証を提示させる目的のために、これらの者を停止させ又は拘留することができる。)により、広範な職務質問権限が与えられており、同条(2)は、かかる提示要請に応じない者は、逮捕状なしに逮捕され得る、とも規定されています。したがって、邦人の皆さんには、盗難紛失等に十分に気をつけつつ旅券のオリジナルをできるだけ携行するようお勧めします。旅券のコピーや旅券以外の身分証明書を携行しているだけでは警察官等から警察署等への同行を求められたり、状況によっては身柄を拘束されたりすることがあるとのことです。

なお、警察当局に確認したところ、旅券その他の身分証明書を不所持であることのみをもって警察署で所要の手続きを経ることなく現場で罰金を徴収することはないとのことです。したがって、かかる支払い要求があった場合には、これに応ずる必要はありません。問題が生じた場合には当館(電話番号03-2177-2600)までご連絡ください。他方、いわゆる「偽警官」と思われる者による、旅券の提示要求あるいは薬物所持検査を装った「スリ」行為による被害も報告されておりますので、併せご注意ください。

旅券の「新規」・「切替新規」発給時における留意事項

新しい旅券の発給を受けたときには、当地入国管理局(Immigration Office)に出向いて旧旅券にある「滞在許可」を新旅券に転記する手続きを行う必要があります。長期滞在の方は、通常、滞在許可の発給を受けた入国管理局の事務所に、また、観光旅行や出張などで当地に来訪されている方は下記の事務所に出向いて手続きを行います。入国管理局に出向く際は、あらかじめ開館時間を確認することをお勧めします。

なお、旅券を紛失(損傷)し、新規に旅券、または、帰国のための渡航書の交付を受けた場合には、次の書類を用意して下記の入国管理局まで出向き、滞在許可事実の確認(許可印の再押印)を受けなければなりません。(この手続きを終了しないとマレーシアから出国することが出来ません。)

- a. 新たに交付を受けた旅券または、帰国のための渡航書
- b. ポリス・レポート(遺失、或いは盗難にあった場合に限る。)
- c. 航空券(短期滞在者(出張・観光旅行者)に限る。)
- d. 入国日(事実)を確認できる書類(短期滞在者に限る。航空券や航空会社の搭乗記録、宿舎の逗留記録等)

ご注意！

旅券は、その残存有効期間が1年未満のもの又は査証（visa）欄に余白がないものに限り、有効期間内の申請いわゆる切替申請が認められており、発給手続きには申請から3日を要します。近隣諸国（東南アジア）には、旅券の残存有効期間が6か月以上残っていないと入国出来ないという規定のある国が多いことから、できる限り余裕を持って旅券の切替申請手続きを行うよう心掛けましょう。

入国管理局（Tel: 03-8000-8000）

Headquarters of the Department of Immigration, Malaysia

Level 4, Block 2G4 (PODIUM) Precinct 2, Federal Government Administration Centre, Putrajaya

Working Hours: Monday to Friday 08:00～17:00

5. 各種取締法規に関する留意事項

麻薬等薬物の厳しい取締り

マレーシアの麻薬規制は非常に厳しく、外国人も例外ではありません。危険薬物法（Dangerous Drugs Act 1952）によれば、麻薬等の危険薬物の違法売買は死刑であり、所持は最高で無期懲役の重刑が科せられます。また、一定量以上の薬物、例えばヘロイン・モルヒネであれば15g以上、大麻（マリファナ・カンジャ）であれば200g以上を所持していた場合は、違法売買の目的があったと見なされ死刑が科される場合もあります。麻薬関係の違反者は、外国人といえども厳しく処罰されており、「外国人旅行者だから少しぐらいは大丈夫だろう」などという甘い考えは絶対に通用しません。

麻薬防止のため出入国カード、空港、警察署、病院など至るところに“DADAH DEATH”（麻薬＝死）を掲示し、また、テレビ放映等でもその恐ろしさを訴えています。

麻薬犯罪に巻き込まれないための注意点は次の通りです。

- 出国の際等、知らない人から荷物を持って行って欲しいとの依頼を受けた場合はこれを拒否する。

- 警察が摘発のための捜査を行う場合は、とりあえず現場にいる人を一網打尽にするので、路地裏等麻薬取引が行われている可能性が高い場所には行かない。
- 自動車に麻薬を積んでいる場合もあるので、事情を知らずに同乗し、一緒に検拳されることのないよう、ヒッチ・ハイク等はしない。

治安維持についての注意点（銃器規制）

銃器不法所持については銃器法等により厳しく規制されています。過去に、日本人の短期商用出張者が、モデル・ガン（おもちゃの短銃）をマレーシアに持ち込み、出国の際の空港でのセキュリティー・チェック（スキャン検査）で発見されて、「模造銃砲類所持違反」で警察に身柄を拘束された上、裁判の結果、有罪（罰金刑と拘留）となった事件が起きています。マレーシアでは日本と事情が異なり、モデル・ガンの所持も犯罪となります。国の治安を損なう出版物（共産主義、民族等に関するもの）の発行・販売も禁止されています。

その他の特殊取締

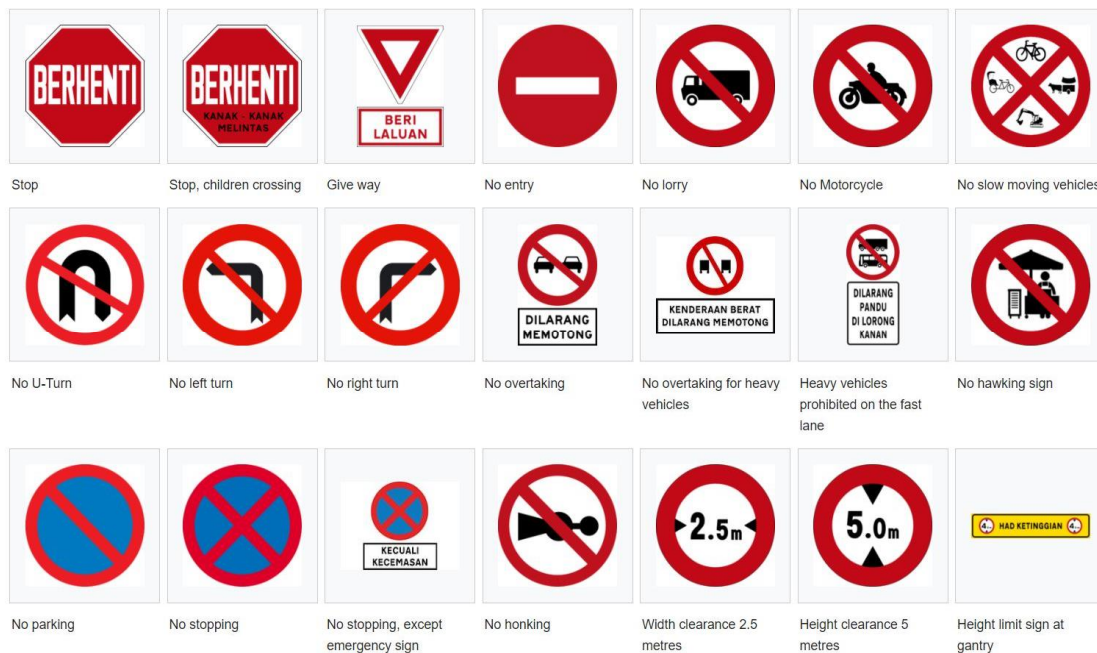
賭博や風俗営業に関しても厳しい規制があります。

6. 交通事情と交通事故対策

一般的な交通事情

- 車の通行は、日本と同じ左側通行です。
- 1年以内の滞在者の場合、日本で交付される国際免許証（有効期限は1年）で運転できます。
- 道路事情は、時間帯によって大変混み合います。特に朝・夕のラッシュアワー、昼休みの時間帯及び雨天の時などの主要道路は激しい交通渋滞となります。
- 運転マナーは悪く、特に割り込み、方向指示器を使用しない車線変更や無理な追い越し運転が多く、またバス、オートバイの無謀運転も多いので注意が必要です。
- 歩行者の中には、信号を守らず急な飛び出しをする者もいます。横断歩道が少なく、大通りでも車道を横断する歩行者が多数見られます。

- ・ 市内の主な交通機関は、高架電車、バス、タクシー、自家用車、オートバイなどです。
- ・ 生活習慣として道路は、車が優先。このため、歩行者の無謀横断が多発します。また、郊外の道路では牛等家畜が横断することもあるので注意が必要です。



※主な規制標識

車を運転する場合の留意事項

- ・ 道路を走行中の注意事項としては、歩行者の飛び出しです。車は、スピードの出し過ぎが多く、また、追い越しや急な車線変更が見られます。主要道路は、多数のオートバイが傍若無人に走行しており注意が必要です。
- ・ 交通規則は日本とほぼ同じです。ただし、日本で見られない道路標識があるほか、マレー語で表示されているものも多いので注意しましょう。信号機も日本のように高い支柱に設置されていません。ロータリー式の交差点も多く見られます。
- ・ 都市部の道路舗装率はよいものの、舗装されていても、修理不十分の道路も多く見られます。
- ・ ガソリンの値段は、日本より安くガソリンスタンドも24時間営業の店が多く利用しやすいですが、前述のとおり夜間や早朝の給油に際しては犯罪に巻き込まれないよう十分な注意が必要です。

- シートベルトの着用は、義務づけられており（後部座席含む）違反者は処罰されます。また、オートバイのヘルメット未装着も取締りを受けます。
- 自動車運転中の携帯電話の使用も禁じられています。

交通事故について

- 交通事故は多く発生しています。特にオートバイによる事故が多発しています。また、郊外の幹線道路でのスピードの出し過ぎ、無理な追い越しによる重大事故が多発しています。他方、日本人の交通事故死は、殆どありません。
- 交通事故の主な原因は、交通ルールが守られていないことにあります。また、未熟な運転技能、無理な追い越し、運転モラルの欠如などによる事故が多く、近年、車が急激に増加していることも交通事故を誘発しています。
- 交通事故の補償金は低額です。
- 交通事故を起こしたらまず、警察に事故の届出をし、保険会社にも連絡します。負傷者がいる場合は、直ちに救護措置をとり、警察の指示に従ってください。
- 事故に対する罰則は日本より重いです。
- 日本人の起こした小さな物損事故は多数見られます。
- 日本人が起こした交通事故の原因には運転・地理不案内による脇見運転が挙げられます。また、スピードの出し過ぎ、二車線道路での無理な追い越しも事故原因となっています。

交通事故を起こした場合の基本的留意事項

交通事故を起こした場合の金銭的損害や精神的負担は、犯罪の被害に匹敵（時にはそれ以上）することがあります。参考のため、交通事故を起こした場合の基本的留意事項について以下のとおり説明します。

▼ 事故発生 の 認定事項

交通事故を起こした場合は、次の事項を記録しておくことが大切です。

- 発生日時、場所
- 事故の状況

- 相手方の住所、氏名、電話番号、勤務先、運転免許証番号、ID（身分証明書）番号

これらは、警察でのレポート作成時に必要です。

万Oneの場合に備えて、車内には筆記用具、メモ用紙や使い捨てカメラを用意しておくとう便利です。

▼ 警察への届け出

警察への届け出は、発生から24時間以内にしなければなりません。

届け出は、法律で義務づけられており、かつ保険金請求の際にもPolice Investigation Report（正式にはマレー語で「KEMALANGAN KEPUTUSAN PENYIASATAN」という）が必要となりますので、必ず行って下さい。

▼ 現場での言動

日本人の多くは、過失の一部が自分にあることを認めながら、相手にはそれ以上の過失があるという論法を使いがちです。しかし、当地のドライバーは、自分の過失には触れずに相手の過失を中心に話を展開していく傾向にあります。日本的に考えると、「自分のことは棚に上げて」と思われるかもしれませんが、ここではそれが当然のことなのです。

日本流の「すみません。でも・・・」という説明は、時として関係者（相手方、警察官を含めて）に大きな誤解を生じさせることがありますので、言動に注意が必要です。

▼ 過失の認定

双方からの事情聴取に基づいて、交通担当の警察官が双方の過失の大小を判断しますが、話に矛盾がある場合は、再度事情聴取される場合もあります。

警察の事情聴取に異論がなければ、書類にサインをします。もし、言葉の問題等で、内容が正確に理解できない場合には、あいまいな気持ちでサインすることなく通訳の立会い等を依頼することが大切です。過失の大きな運転者には罰金が通知され、また、処罰されることがあります。

また、罰金を期日までに払い込まない場合は、裁判所への出頭手続きがとられます。

▼ 保険の請求

保険の請求は、全て自分の保険会社に対して行いますが、保険金の支払いが円滑に行われるためにも、まずは事故直後、速やかに保険会社

に連絡してアドバイスを受けた方が賢明です。

例えば事故車を修理する場合、保険会社の承認を得ないで修理すると、保険金の支払いが円滑に行われないことがありますので、注意して下さい。

▼ 示談

場合によっては、警察への届け出をせずに当事者間だけで話し合いによって解決するという方法もありますが、後々問題が大きくなる可能性もあるので、基本的には警察に届けることをお勧めします。

軽微な事故で、賠償方法に問題がなければ、警察の方から示談をアドバイスされることもあるようです。

▼ 負傷者の救助

負傷者の救助は、事故現場で最優先に考えなければならないことです。状況にもよりますが、負傷者を自分の車で搬送するより、できるだけ救急車を依頼する方が良いと思われます。

また、ごく稀なケースとは思われますが、地方で被害者の関係者が加害者に報復を加えたという事件があり、またKL近郊では交通事故を装った自動車強盗事件も発生していますので、通常では考えられない事故形態（高速走行中に後続車両から軽く追突される等）の場合や相手方が男性ばかり複数乗車している等、不審な点や身に危険を感じるようなことがあれば、車両から直ぐに降りることはせず、不審点が解消できない場合は、現場を離れて最寄りの警察等に駆け込んで下さい。

レンタカーの利用

レンタカーを借りられる場所は多くあり、右ハンドル車がほとんどです。レンタカーにも保険はありますが、十分な保証ではない場合もありますので確認が必要です。日本人が起こした交通事故は運転や地理の不慣れによるわき見運転、スピードの出し過ぎ、無理な割り込みや追い越しなどが主な原因となっています。

その他

飲酒運転は、厳禁です。また、飲酒やスピード出し過ぎの路上取締もよく行われていますので、「酒を飲んだら運転しない」を徹底してください。マレーシアではオートバイが庶民の足となっていますが、定員を超えた乗車（多い時は4人）、割り込み、スピードの出し過ぎ等運転マナーの悪さから自動車との接触事故が多発しています。また、歩行者優先の考えが普及していない上、横断歩道や歩道橋等交通安全施設の不備による死亡事故が多発し

ているので、歩行者やオートバイに対しては、細心の注意が必要です。

交通標識はマレー語で表示されているので意味を理解しておきましょう。運転中の側方、後方に対する安全確認は特に大切です。事故の際、写真を撮って正当性の証拠にする方法もあります。

7. 風俗・習慣・国民性に関する留意事項

風俗・習慣・国民性に関する留意事項

マレーシアは、憲法上イスラム教を国教（連邦の宗教）と定めており、人口の半分以上を占めるイスラム教徒の間では、次のような教義、風俗、習慣があるので、留意しておく必要があります。

- 酒、豚はタブー。
- 左手は不浄なものとされているので、握手、物の受け渡しは右手を使用。
- 人差し指で指すことは失礼なこととされているので、親指を使用。
- 頭は、身体の神聖な部分とされているので、子供でも頭はなでない。
- 婦人にはこちらから握手を求めない。
- 日没から夕方の祈りの時間が始まるので、日没後1時間くらいは訪問および電話は避ける。
- イスラム教徒を招待する夜の行事の開始時間は慎重に決めるのが無難。

イスラム教徒（マレー系とごく一部の中国系およびインド系）は毎年、イスラム暦に従って約1か月間、日の出から日没までの間は飲食・喫煙を断つ断食を行います。この期間中、イスラム教徒を食事に招待する場合は、時間に注意することが必要です。また、日中の断食は、相当な苦行のはずなので、交際にあたっては、相手に対する理解と寛容さが求められます。

8. 衛生状況

マレーシアの衛生状況

（1）都市の衛生状態

クアラルンプールの中心部はよく整備されており、ゴミも少なく衛生状態としては良いと言えます。

(2) 水

水道水は東南アジアの中ではきれいな方ですが、十分な殺菌処理が施されているとは言えないので、飲み水には適していません。飲み水としては、浄水器やミネラルウォーターなどをお勧めします。

洗面、入浴などには特に問題はありませんが、水が濁っていることもあり、コンタクトレンズの洗浄には適しません（目に見えない微粒子でレンズに傷が付くおそれ）。もちろん保存液としても使用は、お勧めできません。

(3) 食品

全体としては比較的安全ですが、熱帯にはさまざまな感染症が存在するので油断はできません。果物を除くあらゆる食品については、加熱調理が基本です。しかしながら、加熱した食材を放置すると病原菌が増殖することもあり、注意が必要です。菜類は寄生虫感染の危険性があり、よく洗浄することが必要です。

肉類を生で食べることは厳禁で、卵も、十分加熱処理していないと、サルモネラ菌に感染する可能性があります。この菌は卵の「しろみ」に存在します。米国のFDA（食品医薬局）は半熟卵も食べないようにと注意を促しています。魚介類も加熱調理が基本です。特に淡水魚は寄生虫感染の可能性が高いので、刺身などで食べることは避けま
す。貝類にはA型肝炎などの危険性があるので、生で食べないように
しましょう。

9. 医療事情

医療レベル

クアラルンプール市内の主な私立病院は清潔で、設備面でも日本の病院と変わらないものがあります。診療レベルも高く、邦人が一般的な診療を受けるのに特に問題はないと思われま
す。中には、日本への留学経験があり、日本語での診療も可能な医師や、日本人スタッフを常駐させている病院もあ
ります。しかしながら、大多数の病院では、日本語が通じず、英語での診療と
なる場合もあります。

受診方法

- 医師との面会予約の要否、往診依頼方法
予約をする方が望ましいが、直接来院して診察を受けることも可能です（但し、その場合は長時間待たされることもある）。往診は通常は行われていません。
- 緊急医療体制
 - ①緊急番号 999（注）に電話して Ambulance 部門に繋いでもらい、自分の住所、電話番号、具体的な症状を伝えれば救急車を手配してもらうことができます。ただし、つながりにくかったり時間がかかる事もあると言われています。（下記「11. 緊急連絡先」参照）。
 - ②また、999をダイヤルした場合には、全て自動的に国・公立病院（General Hospital 等）へと運ばれることとなるので注意が必要です。
交通事故など突然の怪我についても、自分で説明する事が可能であるならば、通行人等の協力を得て私立の病院へ連絡してもらい助けを求めることも考えてください。国・公立病院（General Hospital 等）の医療費は安価ですが、医師の数、技術、検査機械、入院施設等の設備面では、私立病院の方が充実している場合が多いので、入院先の選定は慎重に行う必要があります。
 - ③救急車専門会社及び当地在留邦人が良く利用する医療機関（私立病院）の連絡先は下記「世界の医療事情」のページ「8」（病気になった場合）をご参照ください。

世界の医療事情（マレーシア、令和5年8月9日）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/malaysia.html>

10. 当地での主な病気

クアラルンプールであれば、いわゆる熱帯病は Dengue 熱以外あまり見られません。しかし、地方へ行けばさまざまな熱帯病が存在しています。下記「世界の医療事情」のページ「7」（予防接種）もご参照ください。

世界の医療事情（マレーシア、令和5年8月9日）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/malaysia.html>

細菌感染症

- 消化器系感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸チフス）
 細菌性食中毒は稀でなく、最も注意すべきものです。食品の項で述べたように十分な加熱調理をし、調理後は時間をおかずに食べることが最も確実な予防方法です。コレラは軽症のものが増えており、元々健康であれば命にかかわることは殆どありません。
 細菌性赤痢はイチゴゼリー状の便が出ると言われますが、最近では軽い下痢程度で終わるものも少なくありません。
 腸チフスは熱が主体の病気で、腹痛などはあまりないことも多いです。明らかに風邪とは思えない発熱の場合は、デング熱と腸チフスの可能性を考える必要があります。
- 結核
 結核の患者発生率はいまだ高い状況です。罹患者と同室で過ごす等により長時間接触がある場合は、感染の危険性がありますので、メイド等を雇用する場合は気を付ける必要があります。

ウイルス感染症

・ デング熱

（１）感染源

デング熱はデングウイルス（フラビウイルス属で1～4型まである）を持つ蚊（ネッタイシマカ、ヒトスジシマカ等）に刺されることで感染します。感染は必ず蚊が媒介し、人から人への直接感染はありません。一度かかると、通常その型に対する終生免疫ができますが、異なる型のデングウイルスに感染した場合は再発症します。デング熱を媒介する蚊の活動時間は、マラリアを媒介するハマダラカと異なり、夜明け少し前から日暮れまでの間（特に朝と夕方）です。ただし室内にいる蚊は、夜間でも刺すことがあるので注意する必要があります。

（２）症状

デングウイルスを保有した蚊に刺されて感染してから発症するまでの期間（潜伏期間）は、通常3～7日です。症状は、急激な発熱（38～40度）に始まり、頭痛（一般的に目の奥（眼窩）の痛み）、関節痛、筋肉痛、倦怠感を伴います。発熱は3～5日間継続し、解熱とともに痒みを伴ったハシカ様の発疹が、熱の下がる頃に胸部や四肢に広がることがあります。また、食欲不振、全身倦怠感1～2週間続き、血小板が減少した例では、鼻出血、歯肉からの出血、生理出血の過多を見ることもあります。通常、これらのデング熱の症状は1～2週間で快復し、後遺症を伴うことはほとんどありません。デングウイルスに感染しても症状の出現しない例（不顕性感染）も多いようですが、その頻度については不明です。

（３）治療方法

デング熱には特効薬がなく、一般に対症療法が行われます。特別な治療を行わなくても重症に至らない場合が多く、死亡率は1パーセント以下とされています。ただし、時折デング出血熱という重篤な病気に至ることがあります。デング出血熱は、口や鼻等の粘膜からの出血を伴い、死亡率の低いデング熱と異なり、通常でも10パーセント前後、適切な手当がなされない場合には、40～50パーセントが死亡すると言われています。デング出血熱は発熱して2～7日後に発症することが多いようですが、デング熱にかかった人がデング出血熱になるかどうかは事前に予測ができません（大人よりも小児に多発する傾向があります）。発熱が3日以上続く場合は、医療機関の受診を強くお勧めします。デング熱に禁忌の解熱剤もありますので自己治療はお勧めしません。

（4）予防方法

デング熱には予防接種も予防薬もなく、蚊に刺されないようにすることが唯一の予防方法です。デング熱発生地域に旅行を予定されている方は、デング熱を媒介するネッタイシマカ、ヒトスジシマカ等が古タイヤの溝などのわずかな水たまりで繁殖するため都市部でも多くみられます。また、ゴルフ場で繁殖するケースもありますので、なるべく池やラフなどに近づかないことが望ましいです。次の点に十分注意の上、感染の予防に努めてください。近年、日本の製薬会社が開発したワクチン（Q D E N G A）がマレーシアをはじめとしたアジア各国で承認され、接種を受ける在留邦人も多くなっています。

- 外出する際には長袖シャツ・長ズボンなどの着用により肌の露出を少なくし、肌の露出した部分には昆虫忌避剤（虫除けスプレー等）を2～3時間おきに塗布する。
 - 室内においても、電気蚊取り器、蚊取り線香や殺虫剤、蚊帳（かや）等を効果的に使用する。
 - 規則正しい生活と十分な睡眠、栄養をとることで抵抗力をつける。
 - 突然の高熱や頭痛、関節痛や筋肉痛、発疹等が現れた場合には、デング熱を疑って、直ちに専門医師の診断を受ける。
 - なお、蚊の繁殖を防ぐために、タイヤ、バケツ、おもちゃ、ペットの餌皿等を屋外放置しない、植木の水受け等には砂を入れるなどの対策をとる。
- ・ 狂犬病

2021以降、東マレーシアに位置するサラワク州で、死亡例も含む狂犬病症例が報告されています。犬に限らず野生動物には不用意に接触しないようにしてください。万が一接触し感染の恐れがある場合には、速やかに医療機関を受診して適切な処置を受けてください。

狂犬病は発症するとほぼ100%死亡する疾患です。犬などに噛まれた場合、直ちに流水で15分以上洗浄・消毒をして、必ず当日中に病院を受診しワクチンの接種など治療について相談してください。

・ ポリオ

2000年にポリオ根絶を宣言していましたが、2019年12月、東マレーシアに位置するサバ州において、27年振りとなるポリオ感染者が確認され、その後サバ州で4例が報告されました。2021年9月、ポリオ流行収束がマレーシア政府により発表されましたが、定期的なポリオ予防接種キャンペーンや環境調査等の措置が、引き続き執られています。現在、特效薬などの確実な治療法はないため、サバ州へ渡航予定の方は、念のため、追加の予防接種を検討してください。

11. 緊急連絡先

マレーシアの緊急電話は、警察、救急、消防ともに「999」です。

※ 緊急ダイヤル「999」（携帯電話からは「112」）へ電話をするとマレーシア・テレコムにつながり、テレコム職員が内容を聞き、警察、消防などに該当の機関に接続します。そのため、ややつながりに時間がかかることもあると言われてしています。

警察「999」

各警察本部ホットライン

国家警察本部	03-2266-2222
クアラルンプール市警察本部	03-2146-0522
スランゴール州警察本部	03-5514-5222
交通警察署（クアラルンプール市内を管轄）	03-2600-2222
ネグリセンビラン州警察本部	06-7682-222
マラッカ州警察本部	06-2854-222
パハン州警察本部	09-5052-222
ジョホール州警察本部	07-2254-422
ペルリス州警察本部	04-9082-222
ケダ州警察本部	04-7741-222
ペナン州警察本部	04-2221-522
ペラ州警察本部	05-2451-222
トレンガヌ州警察本部	09-6354-722
クランタン州警察本部	09-7455-622
サバ州警察本部	088-454-700
サラワク州警察本部	082-245-522

消防「999」

救急車・病院等（上記9参照）

日本国大使館・総領事館

日本国大使館	03-2177-2600
ペナン総領事館	04-226-3030
コタキナバル領事事務所	088-254-169

緊急時の現地語用例

「助けて」 トロン (Tolong!)

「火事だ」 アピ (Api!)

「警察」 ポリス (Polis)

「パトカー」 クレタ・プロンダ・ポリス (Kereta peronda polis)

「救急車」 アンビュランス (Ambulans)

「警察を呼んでくれ」 トロン・パンギル・ポリス (Tolong panggil polis.)

※ クアラルンプール、ペナン、コタキナバル等群市部では、英語でほとんど問題はない。

安全・防犯対策チェックリスト

1. 住居選択

(1) 住居を選択する前に

- 治安等に関する説明を十分に受けたか？
- 治安機関の能力及び警備会社（ガードマン）等の信頼性を把握したか？
- 住居の選択に際し、同僚等からアドバイスを受けたか？
- 市街地（道路）地図を入手し、検討をしたか？
- 信頼できる住宅業者がいるか？

(2) ルートの安全確保

- 自宅住居への道筋として、幾つかの異なった安全なルートを採用できるか？
- 自宅住居へのルートは、比較的広い道幅のものでかつ安全か？
- ルートの途中に、尾行されたときに避難するための安全な場所があるか？
- 自宅から目的地まで行く上で、危険地域を通過しなくても済むか？
- 通学や買い物等日常的な目的地までの安全性は確保されるか？

(3) 地域の安全確保

- 住居の周辺地域住民は、安全や防犯に関する住民の関心が高いか？
- 住居地域は、警察、消防、医療、救急機関等のサービスが利用可能な範囲にあるか？
- 付近に日本人や第三国の居住者が住んでいるか？
- 住居地域は、スラムや問題地域に隣接していないか？
- 住居の周辺に賊が身を潜めるような場所はないか？
- 住居周辺に自宅住居が監視できる場所はないか？
- 住居の付近では、不審者及び不審車両に対する警戒が容易か？

(4) 住居の安全確保

- 自宅住居（独立家屋）を取り巻く四方のうち三方は、他の住居に囲まれているか？

- 隣接する住居にいかなる人物が住んでいるかチェックしたか？
- 自宅住居への出入り（特に車両）は、安全かつスムーズに行える構造か？
- 周辺の住居に比較し、自宅住居の防犯対策は外から見て同等以上か？
- 家主は、住居の防犯対策強化に積極的か？

2. 一戸建住宅

(1) 外塀

- 住居敷地内に外から簡単に侵入できない構造物（塀、柵、門扉等）があるか？
- 外塀の高さ及び堅牢性は十分か？
- 侵入者が外壁を乗り越ええる箇所はないか？
※ 死角となる場所、電柱、樹木、その他の構造物
- 外塀から直接建物住居の2階あるいは屋根等に忍び込める構造になっていないか？
- 敷地の周辺に照明設備があるか？
- 必要により、塀の上に障害物（鉄条網、忍び返し等）が設置されているか？
- 必要により、侵入警戒装置、テレビ監視装置が設置されているか？
- 外部から住宅内部が覗かれないか？

(2) 門扉

- 鍵なくしては容易に侵入できない門扉であるか？
- 門扉は外塀と調和（高さ及び堅牢性）されたものか？
- 来訪者の確認手段（インターホン、テレビ監視装置等）があるか？
- 門扉周辺に照明設備があるか？
- 門扉周辺に賊が身を潜めるような場所がないか？
- 門扉内部から外部（住居周辺）の安全を確認できるか？

(3) 駐車場

- 駐車場は、住宅敷地内にあるか？
- 駐車場への車の出し入れが迅速かつ安全に行えるか？
- 駐車場出入扉は、人の出入扉と区分されているか？
- 必要により、リモコン等による駐車場出入扉の自動開閉装置があるか？

- 駐車場内に賊が身を潜められるような場所はないか？
- 駐車場内外に照明設備があるか？

(4) 庭

- 庭及び建物外周に照明装置があるか？
- 敷地内に賊が身を潜められるような場所はないか？
- 庭の樹木等は、整備、除草されているか？
- 建物住居の2階あるいは屋根に忍び込める構造物はないか？
- 庭に梯子等が放置されていないか？

(5) 入口扉（玄関）

- 扉及び扉の枠は頑丈なものか？
- 扉には、2つ以上の錠前及びドアチェーンが付いているか？
※扉把手の錠前装置、門等の安全錠等
- 扉には、覗き穴、インターホン（監視テレビ付が望ましい）等来訪者の確認手段があるか？
- 扉のすぐ近くに、賊が手を伸ばして扉を内側から開けるような窓がないか？
- 扉の周辺に照明設備（常夜灯）はあるか？
- 必要により、センサー等の侵入警戒装置はあるか？

(6) その他の出入口

- 扉及び扉の枠は頑丈なものか？
- 扉には、錠前及び門（かんぬき）等が複数取付けられているか？
- 必要により、センサー等の侵入警戒装置はあるか？

(7) 窓

- 窓及び窓枠は頑丈かつ安全なものか、また、確実にロックできるか？
- 一戸建住宅の場合、全ての窓（2階の窓を含む）に鉄格子が取り付けられているか？
- エアコンの取り付け部、天井窓、トイレ等の小窓にも鉄格子は取り付けられているか？
- 鉄格子は、簡単に取り外されたり、切断あるいは押し曲げられない強度のものか？

- 集合住宅の場合、賊が侵入してくる可能性のある箇所（窓等）はないか？
※ 集合住宅の共用場所（テラス、階段）等に隣接する窓には、鉄格子又は障害物が必要
- 必要により、センサー等の侵入警戒装置はあるか？
- 非常時の脱出に際し、一部の窓の補強装置は内側から開けることができるか？

(8) 建物

- 建物の構造は堅牢か？
- 屋根、床下から侵入されない構造か？
- 建物内部に警報装置はあるか？
※ 非常押しボタンの位置、ベルの位置、ベルの大きさ、補助電源等

(9) 避難室

- 主寝室等は、避難室化するための工事が容易か？
- 電話機（警備会社への通報装置）はあるか？
- 貴重品をしまっておける保管場所があるか？

3. 集合住宅

(1) 建物共通の出入口

- 集合住宅の建物内部へは、住人以外の方が勝手に出入りできない構造か？
- すべての出入口は、集合住宅の管理人又は守衛等により管理されているか？
- すべての出入口は、堅牢な構造で、かつ錠前が付いているか？
- 出入口周辺に賊が身を潜められるような場所はないか？
- 出入口に照明設備はあるか？
※ インターホン、テレビ監視装置、電解錠システム、カード読取り機等
- 夜間における建物共通の出入口の管理は万全か？

(2) 駐車場

- 駐車場は敷地内（外塀等の内側）にあるか？

- 駐車場への車の出し入れが迅速かつ安全に行えるか？
※ 守衛等による駐車場扉の開閉、リモコン装置等による駐車場扉の自動開閉
- 駐車場は、管理人あるいは守衛等によりしっかり管理されているか？
- 駐車場周辺に賊が身を潜められるような場所はないか？
- 駐車場に照明設備はあるか？
- 夜間における駐車場の管理は万全か？

(3) 入口扉（玄関）

- 扉及び扉の枠は頑丈なものか？
- 扉には、2つ以上の錠前及びドアチェーンが付いているか？
※ 扉把手の錠前装置、門等の安全錠等
- 扉には、覗き穴、インターホン（監視テレビ付が望ましい）等来訪者の確認手段があるか？
- 扉のすぐ近くに、賊が手を伸ばして扉を内側から開けられるような窓がないか？扉の周辺に照明設備（常夜灯）はあるか？
- 必要により、センサー等の侵入警戒装置はあるか？

「入口扉（玄関）」、「その他出入口」、「窓」、「建物」、「避難室」は、前記「一戸建住宅」の項参照。

4. 生活面

(1) 引越後

- 周辺の環境、地形、道路（特に一方通行路）に慣れる努力をしたか？
- 警察、病院、消防機関等の位置及び連絡要領を確認したか？
- 最寄りの知人宅の位置及び連絡要領を確認したか？
- 隣家との良好な関係維持に努力しているか？
- 住居の防犯対策上の弱点を把握したか？
- 住居の防犯対策上の弱点を補うべく検討したか？
- ガードマンの雇用を検討したか？
- 近所等どのような防犯対策を講じているか確認したか？

(2) 訪問者に対する注意

- 訪問者の身元を確認してから対応しているか？

- 配達人及び配達物に対する警戒は十分か？
- 見知らぬ者（物売り、工事人等）を敷地内に入れていないか？

(3) 使用人に対する注意

- 使用人の雇用（審査）は、信頼できる人からの紹介によるものか？
- 使用人の身元調査を行ったか？
- 雇用した場合は、その者の身上記録を作成し、内容を照合したか？
- 使用人の政府発行身分証明カード等の写しを入手したか？
- 使用人の正直さ及び信頼性を調査したか？
- 防犯上の心得を機会あるごとに教育しているか？
- 来訪者の対応要領（警戒）、電話対応時の注意等を徹底したか？
※ 家人が留守のときの応答要領は特に重要
- 許可無く来訪者を敷地内に入れられないよう指導しているか？
- 家人不在時の緊急連絡先を使用人に知らせているか？
- 家人の旅行日程、外出等の行動予定等を使用人に伝えていないか？
- 使用人に隙（犯罪を誘発させる環境）を見せていないか？
- 常に適切な管理と指導を行っているか？
- 外出及び休日の行動、心情の変化を掴んでいるか？
- 使用人が複数の場合、責任者を指定しているか？

(4) 家族に対する注意

- 家族各人は防犯に関心を持っているか？
- 家族各人は住居に異常があったときの行動を熟知しているか？
- 公衆電話、自宅の電話の使い方を知っているか？
- 家族旅行の計画、その他の計画を他人に漏らしていないか？
- 子女の通学路の安全は確保されているか？
- 家族各人の行動、居場所を常に把握しているか？
- 行動及び計画の変更がある場合には連絡を取り合っているか？
- 現地の反感を買うような行動及び発言をしていないか？

(5) 外出に際しての注意

- 場所や日程の決まった外出をしていないか？
- 戸締り、施錠もれの点検を行ったか？
- 外出前に使用人等に対する指導は十分行ったか？

- 出発及び帰宅時に周囲の警戒を怠っていないか？

(6) 電話

- 電話（公衆電話、自宅の電話）のかけ方を各人が知っているか？
- 電話機の近くに緊急連絡リストが常備されているか？
- メモ及び筆記具、必要により録音機が設置されているか？
- 電話をとる際、こちらから名乗っていないか？
- 間違い電話に対して、こちらの番号を教えていないか？
- 不審な電話に対する処置を各人が知っているか？
- 脅迫電話があった場合の処置を各人が知っているか？
- 常に家族全員が直ちに連絡を取り合える体制になっているか？
- 使用人が私用で電話をかけていないか？
- 使用人に対する電話応対時の指導は十分か？

(7) 鍵

- 鍵の取扱いに十分注意しているか？
- 鍵は常時携帯し、保管にも注意をしているか？
- 鍵に脱落防止措置（鎖や紐をつける）をしているか？
- 使用人に鍵を貸与していないか？
- 入居時に重要な鍵の交換を考慮したか？
- 鍵を紛失したとき、錠前を交換したか？
- 錠前の取り付けや予備鍵の作成は信頼できる業者に委託しているか？

(8) 休暇等における措置及び対策

- 信頼できる警備会社があるか？
- 信頼できるガードマンがいるか？
- 信頼できる使用人がいるか？
- 信頼できる知人に時々点検してもらえるか？
※ 時々、駐車場に駐車してもらい、電気をつけてもらい、ゴミを出してもらい、カーテンを開いてもらう等
- 自動タイマー又は感光式の照明の設置を検討したか？